

寄附金控除に係る申告特例申請書の記入例

(ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

【注意事項】

「E」「F」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税寄附金の申告を行ってください。

※提出期限：寄附翌年1月10日（必着）

A. 寄附された元号・年が記載されているかご確認ください。

B. 寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。
内容に誤りがある場合は、黒で二重線を引き、正しい内容を黒で記載してください。

C. 個人番号
(マイナンバー) を記入してください。

令和 年 寄附分	市町村住民税 道府県住民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。			
令和 年 月 日	〇〇県〇〇市長 殿	整理番号	12345200000001
住 所	〒812-0014 福岡県福岡市博多区比恵町2-7 博多東エースビル6階C号室	ふりがな	きふ たろう
※住民税が課税されている住所をご記入ください		氏名	寄附 太郎
電話番号	092-461-1155	個人番号	
		生年月日	10・6・1

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

★E・Fどちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。

E. 確定申告
(または住民税申告)
をしない方はワンストップ特例申請が可能です。

D. 寄附をした年月日と金額をご確認ください。
※同じ自治体に複数回寄附をした場合、その都度申請書を提出する必要があります。

対象者である	☒
※(2)に該当すると見込まれる者をいいます。 ※規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項）の規定による申告書の提出を要しない者又は同法第121条（第1項）の規定による申告書の提出を要しない者又は同法第121条（第1項）の規定による申告書の提出を要しない者	
する者である	☒
※を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例が5以下であると見込まれる者をいいます。	

※確定申告が必要な自営業者の方や、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者の方でも、医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。

オンライン申請をされる方へ

ワンストップ特例申請書の返送が不要。右のQRコードを読み取って寄附を登録し、マイナンバーカードをスマホで読み取るだけで申請が完了します。

※お手持ちのスマートフォンに公的個人認証アプリ「iAM<アイアム>」をダウンロードする必要があります。



ふるさと納税特例申請書
ふるさと

オンライン申請をしない方は、以下に添付書類を貼り付けてください

①本人確認書類	②個人番号確認書類
のりしろ	のりしろ
・ マイナンバーカード(表面) ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 身体障害者手帳(カード型) ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳(カード型) ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 運転経歴証明書	・ マイナンバーカード(裏面) (裏面：個人番号のある面) ・ マイナンバー通知カード どちらかのコピー
上記いずれかの顔写真付き書類のコピー	※上記をお持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票を、コピーして、貼らずに同封してください
のりしろ	のりしろ

F. 寄附先の団体が1年間(1/1～12/31)で5団体以内であればワンストップ特例申請が可能です。(寄附回数ではなく寄附先の数)

G. オンライン申請をされる方は、スマートフォンのカメラでQRコードを読み取り、オンライン申請へと進んでください。機種によっては対応していない場合もあります。
申請の際にはマイナンバーカード、暗証番号2種類、IAMアプリのダウンロードが必要となります。